

日本協同組合学会会員種別と会費に関する細則

第1条 学生会員について

学生会員は、大学および大学院、またはこれに準ずる学校に在籍する者（職業を持つ社会人学生も含む）とする。なお、大学院等を終了後、常勤的な職業に就いていない者については、本人による申請に基づいて常任理事会で審議し、承認が得られれば学生会員とする。

2. 学生会員は、年会費等の減額を受けることができる。

第2条 賛助会員について

賛助会員は、本会の目的に賛同する機関・団体等で、年会費は、1口1万円とする。

第3条 65歳以上普通会员の会費と会員資格について

65歳以上の普通会员については、本人の申出により65歳になった年の次年度以降において会費5年分以上を一括納入すれば、生涯にわたって会員資格を得ることができる。

第4条 本細則の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

附則 1. 本細則は、2017年5月19日より施行する。